

第3章 この指針のめざすもの

1 基本目標

基本目標 清らかで豊かなおおいたの天然水を大切にし、みんなで力を合わせ、後世へ守り伝えよう

水は、地球上の全ての生きとし生けるものの命を育むとともに、私たち人間にとっても日常生活やあらゆる産業活動に欠くことのできない貴重な天然資源です。

地上に降り注いだ雨水は、大地に恵みを与え、川や地下水となって海へと下り、太陽エネルギーの働きで蒸発し、大気圏から再び地上へ戻って来ます。このような神秘的な自然の大循環が将来にわたっても繰り返され健全に営まれ、私たちの子孫がその恩恵に浴することができるよう、持続可能な水循環を構築する新たな枠組みづくりを行います。

2 指針のめざすもの

(1) 清らかな水源域の水環境をまもる

溪流や湧水を形づくる水源域の優れた水環境は、その流域に息づく多くの生き物たちの命を育むとともに、その水資源は、生活用水、農業用水、工業用水として人々の生活を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、一旦、清らかさや豊かさを失うと再び取り戻すのは困難なことから、県民共有の貴重な財産として子々孫々に至るまで末永く守り育てます。

(2) 流域の水源かん養に努める

豊かな河川や地下水は、その源となる水源域の森林や流域の田畑によってかん養されています。水環境を形づくるこれら森林や田畑は、水源かん養のほか水質浄化や洪水防止などの多面的な機能を持っており、水環境を保全するため、保安林の整備や休耕田等の適正な維持管理に努めます。

(3) 河川や地下水の水質を保全する

清らかな河川や地下水の水質は、人々の生活用、農業用水、工業用水として利用されるとともに、自然景観の一部として人々に安らぎを与えてくれます。これらの水質を保全するため、河川や地下水の水質監視を行うとともに、生活や産業からの汚濁を計画的に削減して行きます。

(4) 水辺の生き物の生息・生育環境をまもる

水辺の多様な生態系は、流域の自然の豊かさを示す指標となるものです。これら野生の動植物を保護するためには、その生息・生育環境を保全することが必要で、新たな開発に対する保護対策の強化やすでに開発が進んだ地域における生息・生育環境の復元、創出に努めます。

(5) みんなが連携して水環境づくりに参加する

水環境の保全に当たって施策の効果を高めるためには、行政が流域住民や事業者と連携を図り、施策の内

容と進め方に対する理解と協力を得ることが不可欠です。流域住民、事業者、行政がそれぞれの役割を担うとともに、情報を共有し連携して水環境づくりに参加できるしくみを作ります。

おおいた清らかな水環境保全指針

——指針のめざすもの——

基本目標 清らかで豊かなおおいたの天然水を大切にし、
みんなで力を合わせ、後世へ守り伝えよう

この指針のめざすもの

清らかな水源域の水環境
をまもる

清らかな水源は、県民共
有の貴重な財産

流域の水源かん養に努め
る

森林や田畑の多面的機能
を評価し、適正な維持管
理に努める

河川や地下水の水質を保
全する

河川や地下水の水質監視、
生活、事業場排水汚濁の
計画的削減

水辺の生き物の生息・生
育環境をまもる

保護対策の強化及び生育・
生息環境の復元、創出

みんなが連携して水環境
づくりに参加する

行政が流域住民や事業者
と連携を図り、それぞ
れの役割を担う

図3-1 指針の体系図